



津軽石地区復興まちづくり説明会

～復興まちづくり計画の実施に向けて～



日時：平成24年7月26日(木)午後6時30分～

会場：津軽石小学校体育館

1

3 本日の説明会について

1 開会あいさつ

2 出席者紹介（市および受託事業者）

3 説明

(1) これまでの取り組みについて

- ①検討会によるまちづくり計画について
- ②復興まちづくり計画（行政案）について
- ③災害危険区域について

(2) 各種事業について

(3) 意向調査結果について

(4) 測量調査について

(5) 今後のスケジュールについて

4 質疑応答

2

(1) これまでの取り組みについて

① 検討会によるまちづくり計画について

●第1回地区復興まちづくりの会 (H23/9/27)

◇第1回地区復興まちづくり検討会 (H23/10/31)

◇第2回地区復興まちづくり検討会 (H23/11/28)

◇第3回地区復興まちづくり検討会 (H23/12/20)

○地区復興まちづくり計画(素案)内覧会 (H24/1/14-17)

◇第4回地区復興まちづくり検討会 (H24/2/1)

●第2回地区復興まちづくりの会 (H24/2/16)

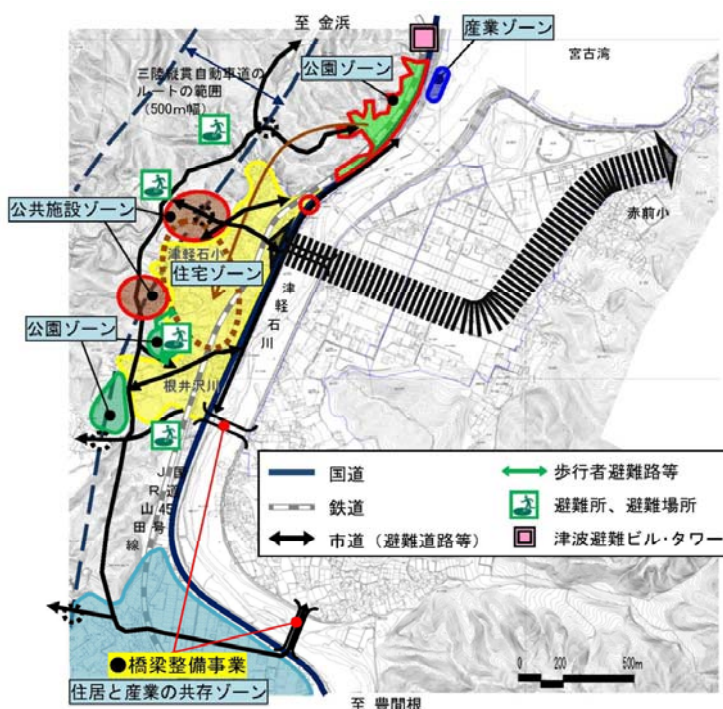
★地区復興まちづくり計画を市長に提言 (H24/2/16)

○復興まちづくりに関する意向調査 (3/19-30)



(1) これまでの取り組みについて

津軽石地区復興まちづくり検討会からの提言内容(平成24年2月)
地区のまちづくりの方針



- ・従前のコミュニティに配慮しながら、予想浸水深に応じて住宅の移転等を進めます。
- ・津軽石川右岸では、混在している農地及び工場、住宅を集約し、自然あふれるコンパクトなまちづくりを進めます。
- ・津軽石川の恵みを活かした水産業や観光業の振興を実現できる土地利用を進めます。
- ・防潮堤や河川堤防、道路の嵩上げにより津波の越流を防御します。
- ・背後の高台に避難場所を整備するとともに、ヘリポートの設置を進めます。
- ・避難場所まで迅速に避難できるよう歩行者用だけでなく自動車で通行できる避難道路の整備を進めます。

(1) これまでの取り組みについて

② 復興まちづくり計画（行政案）について

宮古市東日本大震災地区復興まちづくり計画（平成24年3月）

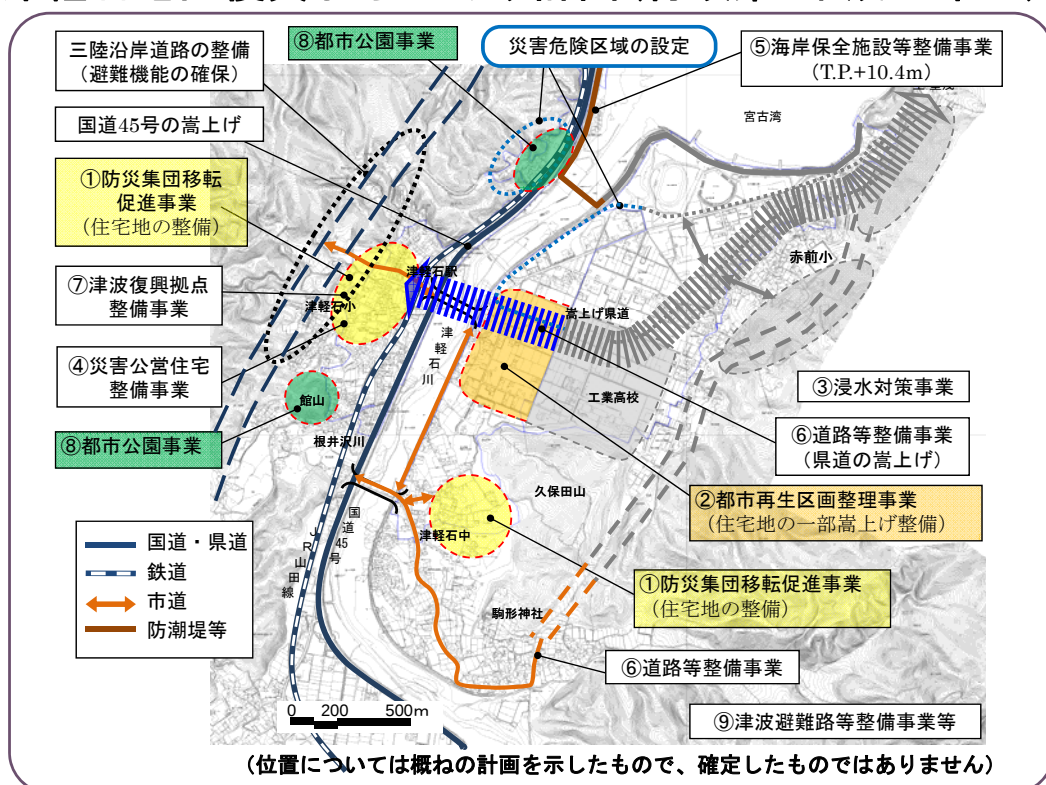
●津軽石地区復興まちづくり方針

- 従前のコミュニティに配慮しながら住宅移転等を推進します。
- 防潮堤等や嵩上げ道路等を整備し、津波からまちを守ります。
- 地域間を連絡する三陸沿岸道路の活用をはじめ災害に強い道路網を形成します。
- 被災した公共施設を集約し、便利で安全性の高い市街地を整備します。
- 避難しやすい環境の整備を推進します。

5

(1) これまでの取り組みについて

津軽石地区復興まちづくり計画（行政案・平成24年3月）



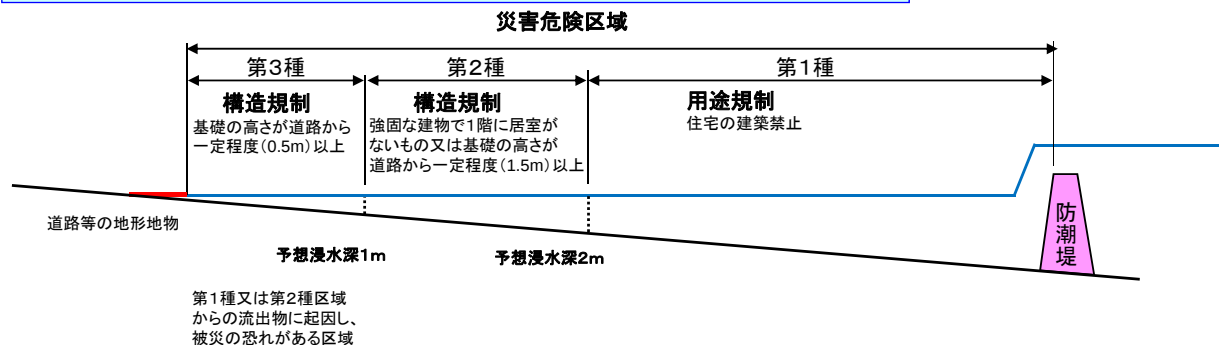
6

③ 災害危険区域について

○災害危険区域を指定する場合の浸水深については、防潮堤や道路などを整備した後、今回の3. 11と同じ津波が同じ潮位で来襲した時に想定される浸水深が基準となります。

○予想浸水深が1 m以上の区域に災害危険区域の指定をします。なお、予想浸水深が1 m未満であっても、1 m以上の浸水が予想されている区域に隣接する区域については、災害危険区域の指定をします

① 予想浸水深が1m以上の箇所を含む区域(災害危険区域)



(2) 各種事業について

① 防災集団移転促進事業

■目的 災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の**集団的移転**を促進するもの

「防災のための集団移転促進事業に係る国の特別措置等に関する法律」

防災集団移転促進事業のイメージ



(2) 各種事業について

① 防災集団移転促進事業

■特徴



- 現在の土地（従前地）は、市へ売却できます。
（価格は不動産鑑定を行い決めます。）
- 移転先住宅用地は、分譲でも賃借でもお選び頂けます。
- 市が整備する住宅団地に移転される方の土地購入・住宅建設に充てる借入金の利子補給、移転者の引越し費用等の補助があります。住宅団地以外で再建される方についても同様の利子補給制度（「がけ地近接等危険住宅移転事業」）があります。）
- 現在の土地（従前地）には災害危険区域の指定を行い、土地利用を制限します。
- 移転先の敷地は平均100坪が上限です。
- 住宅等の建設は移転される方が自ら行っていただきます。

9

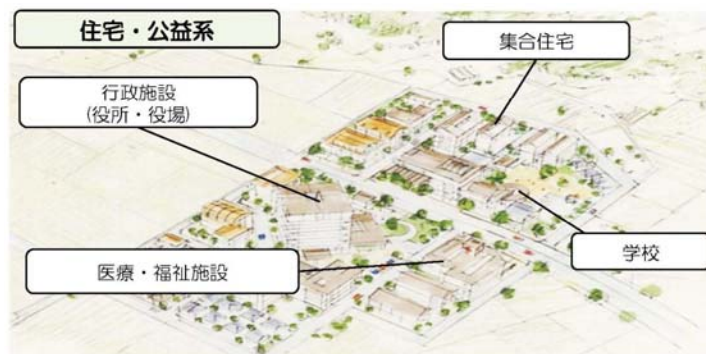
(2) 各種事業について

② 津波復興拠点整備事業

- 概要 地域における都市機能を津波が発生した場合においても維持するための拠点（一団地の公益的施設、公共施設、特定業務施設及び住宅施設）の整備を行います。

（津波防災地域づくりに関する法律）

津軽石地区では、被災した市出張所をはじめとする公共公益施設などの集約を計画しています。

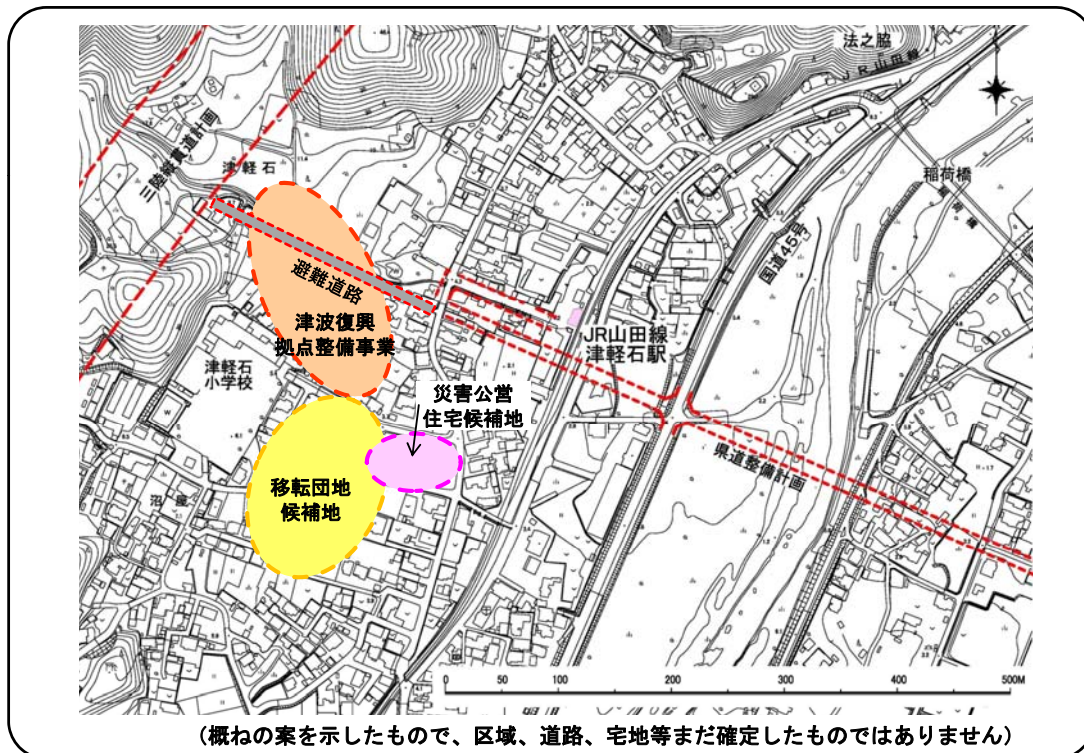


（津波復興拠点整備事業のイメージ・復興庁）

10

(2) 各種事業について

津軽石地区の復興まちづくり事業（素案）



11

(3) 意向調査結果について

調査期間：平成24年3月19日～30日

調査方法：記名式アンケート調査

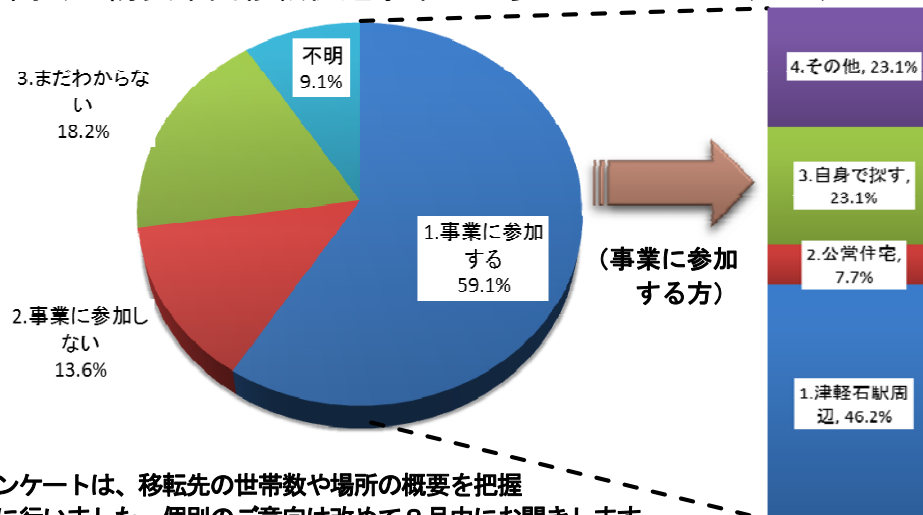
(郵送及び説明会による配布・回収)

対象：法之脇地区内で被災された方

(2月時点で所在が把握できた方)

回答率：71.0% (配布数:31/回答数:22)

○問4,5 防災集団移転促進事業への参加について (N=22)



注) このアンケートは、移転先の世帯数や場所の概要を把握するために行いました。個別のご意向は改めて8月中にお聞きします。

12

(4) 測量調査について

【目的】震災後の正確な位置や高さを測量し、基準点の設置や、地形・地物の記録、用地境界の確定などを行い、復興まちづくり事業に役立てます。

【測量作業の概要】

◆道路上等に直径5cm程の金属製の鉢または杭を設置します。

道路上などでの作業中、交通の妨げにならないよう、また安全には十分留意して作業致しますが、周辺住民の皆様にはあらかじめご理解とご協力をお願い致します。



◆測量を行うに当たり、皆様の所有地へ立ち入る場合があります。

立ち入る際にはお声をかけさせていただきます。また、下草刈りや簡単な枝払いを実施することもありますのでご了承くださいようお願い致します。

◆今回の測量調査は、整備計画を行うために実施するもので、移

転候補地は確定したものではありません。



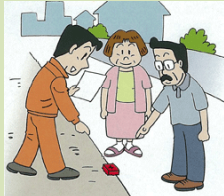
◆測量作業者は身分証を携帯します。

◆測量調査期間：平成24年8月上旬～平成25年3月下旬

13

(4) 測量調査について

【測量調査一覧表】

	基準点測量	現況測量	用地測量
測定種別	位置・高さ	地形	用地境界、面積
作業内容	道路、歩道で測定を行い、基準点を設置 	現地測量による地形情報の収集 	地権者の立会いのもと、用地境界の確定および面積の計算 
作業時間	日・祝日を除く午前8時～午後5時まで		
作業場所	津軽石地区内		
請負業者	株式会社 八州 宮古営業所 (板屋3丁目3-3 TEL:0193-77-3280 測量担当:佐藤)		

※作業時間・場所などは調査の進捗状況、現地の状況により変更となる場合があります。

※ 立ち合いをお願いする場合は、現地調査の案内通知を郵送します。

14

(5) 今後のスケジュールについて

平成24年度									平成25年度		H26	H27	H28
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上半期	下半期			
① 防災集団移転促進事業													
住民説明・意向確認				国交大臣の同意									
移転先の測量				移転元の測量									
移転先の用地交渉				移転先の用地取得							住宅建設		
合意形成、事業計画書作成などの手続き									造成工事				
② 津波復興拠点整備事業													
導入施設の検討													
関係機関協議、地元説明、都市計画手続き等									用地取得		施設整備		
③ 災害公営住宅整備事業													
											災害公営住宅整備		

※スケジュールは現時点の想定であり、今後の地権者や関係機関との協議により、変更することがあります。
※住宅建築は、各権利者が実施するものです。

15

住民の皆様へのお願い

作業の際には、皆様の土地に立ち入らせて頂く場合があります。

宅地内への基準点の設置や、立会いにご協力をお願いする場合があります。

ご理解とご協力をお願いします。

【お問い合わせ】

宮古市 都市整備部都市計画課 担当：妹尾(せのお)

電話 0193-68-9128

株式会社 八州 宮古営業所 担当：太刀川(たちかわ)

電話 0193-77-3280

16